

答申第 866 号

諮問第 1535 号

件名：河川課で保有する N ファイル等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、あるはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 に係る請求対象文書は、建設部河川課（以下「河川課」という。）が管理する文書のうち、当該文書の名称若しくは略称がアルファベットの N であるもの又は名称若しくは略称がアルファベットの N であるつづりにとじられているものと解した。

イ 文書 2 について

本件開示請求書に記載されている「整備局」とは、国土交通省中部地方整備局（以下「中部地整」という。）と解し、「商品券が戻ってきている事」とは、愛知県が渡した商品券が返却されたことと解した。

本件開示請求書の備考欄のうち担当課等欄には審査請求人が「河川課」と記載しており、文書 3 以下を含めて、河川課が管理する文書に対する開示請求であることが示されている。

よって、文書 2 に係る請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、愛知県が中部地整へ渡した商品券が返却されたことが記載されている文書と解した。

ウ 文書 3 について

本件開示請求書に記載されている「貝ホルモン」とは、貝ホルモンという名称の物質と解し、「単価が確認できるもの」とは、単価表等の単価が記載されたものと解した。

よって、文書 3 に係る請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、貝ホルモンという物質の単価が記載されたものと解した。

エ 文書 4 について

本件開示請求書に記載されている「A」とは、平成 28 年度に総務部人事局人事課（以下「人事課」という。）監察室に在籍していた職員（以下「A 職員」という。）と解した。

よって、文書 4 に係る請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、貝ホルモンという物質を人事課で密売しており、A 職員がその密売を行っていることが記載されたものと解した。

オ 補足事項

本件開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として①から⑤まで番号を付けて請求文書の記載があり、①、③、④及び⑤の文書は平成 29 年 1 月 20 日付けで不存在による不開示決定をしたところ、本件審査請求がなされた。②の文書は別途同年 2 月 24 日付けで補正非応答による不開示決定をした。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

河川課で保有する文書又は文書がとじられているつづりに「N」という名称や略称が付されているものは存在しない。

なお、「N」は河川課の特定の職員のイニシャルを示しているとも解されるが、いずれにしても文書 1 に係る請求対象文書は存在しない。

イ 文書 2 について

河川課の業務で商品券を購入したり、使用したりするものはなく、また、商品券を中部地整へ渡したり、返却されたりした事実もない。

ウ 文書 3 について

河川課で貝ホルモンという物質を扱う業務はない。

なお、審査請求人が会話中に黙った相手について貝になったと表現したときに、「貝ホルモン」という言葉を使用したのを河川課の職員が聞いたことはあるが、その名称の物質は実際には存在しないと考えられる。

エ 文書 4 について

前記ウに記載のとおり、河川課で貝ホルモンという物質を扱う業務は

ないことから、人事課が実際には存在しないと考えられる貝ホルモンという物質を密売し、A 職員がその密売を行っているかどうかを把握することもない。

オ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 文書 1

河川課が管理する文書のうち、当該文書の名称若しくは略称がアルファベットの N であるもの又は名称若しくは略称がアルファベットの N であるつづりにとじられているもの

イ 文書 2

河川課が管理する文書のうち、愛知県が中部地整へ渡した商品券が返却されたことが記載されているもの

ウ 文書 3

河川課が管理する文書のうち、貝ホルモンという物質の単価が記載されているもの

エ 文書 4

河川課が管理する文書のうち、貝ホルモンという物質を人事課で密売しており、A 職員がその密売を行っていることが記載されているもの

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

実施機関によれば、河川課で保有する文書又は文書がとじられているつづりに「N」という名称や略称が付されているものは存在しないとのことである。

イ 文書 2 について

実施機関によれば、河川課の業務で商品券を購入したり、使用したりするものはなく、また、商品券を中部地整へ渡したり、返却されたりした

事実もないとのことである。

ウ 文書 3 について

実施機関によれば、河川課で貝ホルモンという物質を扱う業務はないとのことである。

エ 文書 4 について

実施機関によれば、河川課で貝ホルモンという物質を扱う業務はないことから、人事課が貝ホルモンという物質を密売し、A職員がその密売を行っているかどうかを把握することもないとのことである。

オ 本件請求対象文書を作成又は取得していないとする前記アからエまでの実施機関の説明は、不自然とはいえない。

また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

カ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 ①河川課で保有する N ファイル

文書 2 ③整備局から商品券が戻ってきている事を示す文書

文書 3 ④貝ホルモンの単価が確認できるもの

文書 4 ⑤貝ホルモンの密売所が人事課であり売人が A だと言う事が示されたもの

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.10.30	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
30. 2. 14 (第 543 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第 545 回 審査会)	審議
30. 3. 23	答申